

兵高教組

調査情報

2013年5月2日

6号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745

FAX : 078-351-3185

URL : http://www.hyogo-kokyoso.com

mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

地方公務員賃金引き下げ問題

本来地方公務員の賃金はどうやって決まるのでしょうか？

公務員の労働基本権は、憲法で保障されているにもかかわらず、下位の地方公務員法などで制約されています。その代償として「人事院」の勧告制度があります。

われわれ地方公務員の賃金は、兵庫県でいえば「県人事委員会」が勧告をして、労使交渉で決定されるものなのです。高教組と県教委との交渉で決定するというのです！

労働基本権は憲法で保障された基本的権利です！

労働三権：憲法28条の保障する権利

団結権：労働組合をつくる権利、また労働組合に加入する権利

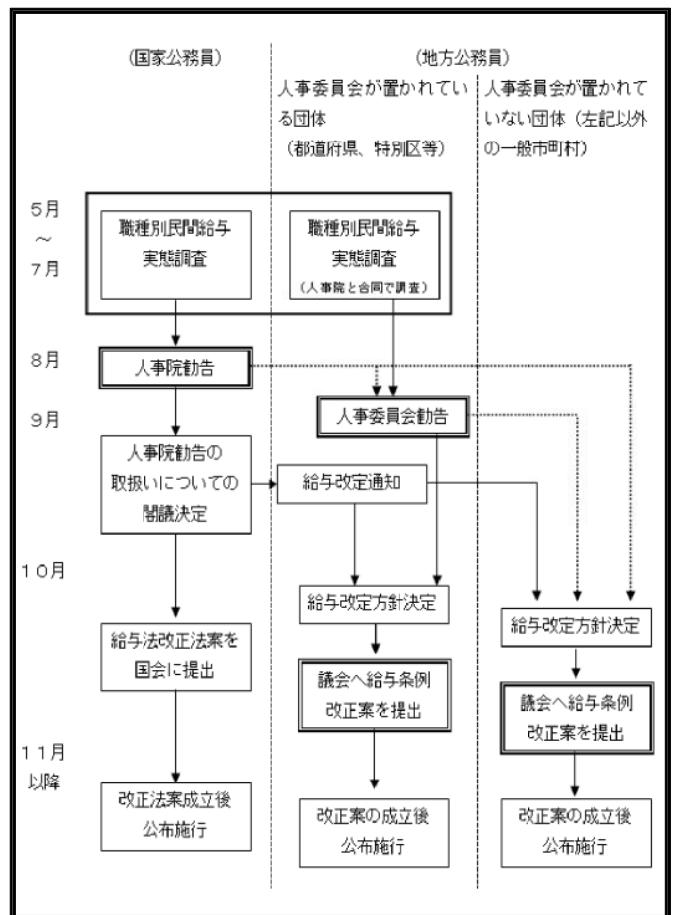
団体交渉権：使用者と交渉し、協約を結ぶ権利

団体行動権：使用者に要求を認めさせるためにストライキを行う権利

公務員には、団結権は認められていますが、団体交渉権は制限され（協約締結権が認められていない）（国家公務員法108条の5）団体行動権（争議権）は認められていません。この制限の代償措置として設置されたのが、人事院や人事委員会です。

給与決定の仕組みと流れ

1. 国の人事院が、「職種別民間給与実態調査」と「国家公務員給与等実態調査」を実施して、公務・民間給与の比較を行う
2. **人事院勧告**を行う 例年8月に実施
国会に給与改正法案提出が提出されて、国家公務員の給与が確定する
3. **県の人事委員会が勧告**する 例年9月～10月
4. **確定交渉**が行われる
県教委（使用者）と組合（労働者）との交渉によって、給与だけではなく勤務の条件が決定される
5. 県議会で給与条例改正案が成立をして決定する



今回の賃金引き下げは、人事院や人事委員会の勧告もなく、給与を下げることに問題がある！ 突破り！ ルール無視のやり方である！

しかも地方交付税を減額してまで、地方公務員の賃金削減を押しつけようとしている。

高教組としては、許し難い攻撃として断固反撃するために、この問題をシリーズで考えます。全教職員の署名にご協力下さい！